選挙管理委員会

第三千五百十六号

平成二十四年 (水曜日

建設業者の許可の取消し...... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 公 告 文県 民地課(日本)

目

次

第3516号

右

同

県西 :

同

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超え

て得た数とを合算して得た数) ......

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ

(事 務

局 :

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

平成二十四年三月二十一日

青森県知事

申請のあった年月日

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

Ξ 村 申

吾

\_ 平成二十四年三月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人弘前Jスポー ツプロジェクト

Ξ 代表者の氏名 能史

兀 主たる事務所の所在地

弘前市大字石川字村元九四

五 定款に記載された目的

ツ文化都市として発展させる事業を行い、明るい豊かな地域社会作りに寄与するこ とを目的とする。 して公益性の高い世界に誇れる、安全で快適なスポーツクラブ確立を目指し、スポー この法人は、弘前市を中心とした地域にプロサッカーチームを作り、これを軸と

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年三月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社稲川工業

= 代表者の氏名 長谷川 清久

主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川三の四

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第三九三号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成二十四年二月二十三日

取消しに係る建設業の許可

に係る一般建設業の許可 とび・土工、石、管、タイル・れんが・ブロツク、ほ装、 造園、 水道施設工事業

取消しの原因となった事実

七

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十四年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

ಶ್

六

取消しに係る建設業の許可

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十四年三月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社稲川工業

代表者の氏名

長谷川

清久

Ξ 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字廻堰字稲川三の四

兀 許可番号 青森県知事許可 (特 二三) 第三九三号

五 取消年月日 平成二十四年二月二十三日

土木、建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

ಶ್ಶ により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十四年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

青

## 選 挙 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、 三分の一の数 (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一 七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十 六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十 |号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり告示す 平成二十四年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び 、地方自

平成二十四年三月二十一日

ತ್ತ

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

能

人

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の 一の数

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 人

十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に

Ξ 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 二五八、五八二 人

三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 七、七九八

西津軽郡選挙区 六、二五三

北津軽郡選挙区 南津軽郡選挙区 八、二四七 六、七七〇

上北郡選挙区 Ý 、六一八

三戸郡選挙区 二、二六四

青森市選挙区 二 

弘前市選挙区 八戸市選挙区 Ó 至 六五、 四九六 八八八

黒石市選挙区 Ó 〇八五

五所川原市選挙区 十和田市選挙区 七  $\frac{6}{2}$ 四六六 九五七

三沢市選挙区 \_ \_ 二 六

むつ市選挙区 Ξ 六〇六

平川市選挙区 つがる市選挙区 Ó 六四三

青森市長島一丁目一番 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一

銭

県号 東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)